

一般名処方加算について

当院では後発医薬品の使用推進を図るとともに、医薬品の安全供給に向けた取り組みなどを実施しております。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした『一般名処方』（一般的な名称により処方せんを発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。